2　前項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る前項第二号イに掲げる金額を超えるときは、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が各事業年度において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、当該各事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第十七条の二の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費として当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却限度額を控除した金額の合計額

二　第十七条の二の二第一項の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定　これらの規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費として当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等のこれらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額を控除した金額の合計額

三　第十七条の二の二第一項の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定　これらの規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

4　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額がある場合には、当該福島再開投資等準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準事業年度等において前二項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該各事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額を控除した金額（当該控除した金額が当該各事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各事業年度において前二項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二　当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合　その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

三　当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における福島再開投資等準備金の金額

四　前三項及び前三号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　租税特別措置法第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

9　前項又は第二十六条の八第九項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格合併の日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十一項の規定は、適用しない。

10　第八項又は第二十六条の八第九項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第八項又は同条第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

11　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人に係る第十七条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。